地方消費税率引上げ分における使途の明確化について

平成 26 年 4 月 1 日より消費税及び地方消費税の税率を引き上げるとともに、引上げ分の消費税及び地方消費税について、社会保障 4 経費（※1）に充てることとされた法律（※2）が制定されました。

引き上げ後の消費税率 10%のうち、地方消費税率は 2.2%となっており、このうち 1/2 が市町村に交付されております。本町では、令和４年度決算における税率引上げ増収分は 67,166 千円であり、以下の事業に充当しております。

【 歳　入 】地方消費税交付金（社会保障財源分）　67,166 千円
【 歳　出 】社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費（一般財源）　136,011 千円

＜社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費＞

（単位：千円）

区分	事業名	事業費（※3）	財源内訳 特定財源	財源内訳 一般財源	財源内訳 一般財源 うち消費税率引上げ増収分
社会福祉	障害者福祉事業	189,901	138,757	51,144	67,166
	高齢者福祉事業	11,186	2,920	8,266	
	児童福祉事業	73,183	58,725	14,458	
	母子福祉事業	2,646	68	2,578	
	小計	276,916	200,470	76,446	
社会保険	国民健康保険事業	33,174	19,884	13,290	
	介護保険事業	100	0	100	
	後期高齢者医療事業	23,344	17,508	5,836	
	小計	56,618	37,392	19,226	
保健衛生	高齢者等医療事業	32,050	6,502	25,548	
	疾病予防対策事業	16,989	2,198	14,791	
	小計	49,039	8,700	40,339	
合計		382,573	246,562	136,011	67,166

※1 消費税法第 1 条第 2 項に規定する経費であり、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費のこと

※2 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税及び地方交付税法の一部を改正する等の法律」

※3 事務費や事務職員の人件費を除く